

狛江市商工会 税務(消費税・所得税)講習会

『消費税の軽減税率制度と所得税の平成30年度の主な改正』



平成31年(2019年)10月1日から消費税及び地方消費税の税率が、8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率の対象品目はなんだろう? 帳簿や請求書の記載方法はどうかわるの? 税額はどうやって計算するの? 適格請求書等保存方式ってなんだろう? 軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。

所得税の平成30年度税制改正では、主に、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の控除額が改正されます。

事業者の方に知っておいて頂きたい軽減税率制度と所得税の平成30年度の改正ポイントを紹介します。

★開催日時：平成30年11月9日(金) 午後6時～午後8時

★会場：狛江市商工会館 2階会議室

★講師：武蔵府中税務署 担当者

★受講料：無料

カリキュラム ○軽減税率制度とは ○帳簿及び請求書等の記載と保存
○軽減税率の対象品目 ○消費税額の計算と税額計算の特例
○適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入
○平成30年度、所得税の主な改正(基礎控除等)
※所得税の改正は、平成32年分の申告から適用されます。

★定員：20名(先着順：定員になり次第締め切りとさせていただきます。)

★お申込み方法：狛江市商工会へFAXまたはTEL

FAX：03-3489-0184 ・ TEL：03-3489-0178

★お問合せ：狛江市商工会 TEL03-3489-0178(担当：水野)

(FAXの方は、切らずにこのままお送り下さい。)

経営講習会参加申込書 FAX03-3489-0184

開催日 11月9日(金)	事業者名		業種	
所在地	TEL			
	FAX			
参加者名			参加者名	

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、講座開催に係る受講者の確認、受講者名簿の作成、出欠確認、受講料の入金確認及び講座運営に関する連絡、各種講座情報提供の目的にのみ使用いたします。